
淀川水系猪名川下流ブロック河川整備計画（原案） に関する主な意見と回答（対応方針）

1.住民意見の聴収について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

➤ 意見募集期間：平成29年2月10日（金）から平成29年3月13日（月）まで

大阪府

➤ ホームページ掲載

大阪府ホームページ

猪名川下流ブロック河川整備計画(原案)に対する府民意見の募集および住民説明会の開催について

大阪府では、豊中市、池田市、箕面市及び、豊能町の一部を流域とする猪名川下流ブロックの河川(下表参照)において、今後、概ね30年間に実施する整備の内容を定めた猪名川下流ブロック河川整備計画の策定に向け検討を進めております。

本計画をより良いものとするため、ご意見を聞かせていただきたく下記のとおり猪名川下流ブロック河川整備計画(原案)の本編及び参考資料を縦覧するとともに住民説明会を開催しますので、ご意見を提出していただきますようお願いいたします。

対象河川名

猪名川、余野川、木代川、切畑川、石田川、箕面川、石澗川、茶長阪川、千里川、箕面鍋田川、芋川、初谷川、神田川

1. 募集対象項目

猪名川下流ブロック河川整備計画(原案)

[〈本編〉\[Wordファイル/14.85MB\]](#) [〈本編〉\[PDFファイル/4.18MB\]](#)

[〈参考資料〉\[PDFファイル/15.27MB\]](#) [〈参考資料2〉\[PDFファイル/32.93MB\]](#)

2. 募集期間

平成29年2月10日(金曜日) から 平成29年3月13日(月曜日)
(募集期間内に必着のこと。なお、郵送の場合は、期間内の消印有効。)

3. 閲覧方法

1.住民意見の聴収について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

➤ 意見募集期間：平成29年2月10日（金）から平成29年3月13日（月）まで

関係市

➤ 広報掲載（豊中市、池田市、箕面市、豊能町）

広報いけだ（平成29年2月号）

府では同計画に関する意見を募集するため、池田土木事務所や情報公開コーナーなどで関係資料の縦覧を行います。
池田土木事務所河川砂防グループ（☎752・4111）
 ※住民説明会を3月10日（金）午後7時～8時30分に市役所5階大会議室で行います。詳細は府ホームページ（http://www.w.pref.osaka.lg.jp/s_kasen/）をご覧ください。

淀川水系猪名川下流ブロック河川整備計画

広報とよなか（平成29年3月号）

河川整備計画への意見募集と住民説明会
 池田土木事務所 ☎72・752・4111、水路課 ☎6858・2455
 計画原案の縦覧と意見募集
 ◎3月10日（金）まで 同所（池田市）ほか
 淀川水系猪名川下流ブロック河川整備計画の策定に向け、同計画原案や関係資料を公開し、意見を募集
住民説明会
 ◎3月10日（金）19時～20時30分 同池田市役所

広報とよの（平成29年2月号）

淀川水系猪名川下流ブロック河川整備計画（原案）に対する縦覧を募集します
 大阪府では、「淀川水系猪名川下流ブロック河川整備計画」の策定に向けて、原案を検討しています。本計画をより良いものとするため「淀川水系猪名川下流ブロック河川整備計画（原案）」および関係資料を縦覧し、住民の皆さまからのご意見を募集します。
縦覧期間＝2月10日（金）～2月12日（日）
縦覧サイト＝
 ◆大阪府池田土木事務所
<http://www.pref.osaka.lg.jp/koso/news/index.html>
 ◆大阪府河川事務所
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyo/kyo.html>
 同＝大阪府池田土木事務所建設課河川砂防グループ
 ☎752・4111（内線047）
 ◆大阪府河川事務所建設課
 ☎06-6858-0111

広報紙もみじだより（箕面市）（平成29年3月号）

河川整備計画に関する縦覧及び説明会
 府では、次の河川整備計画及び関係資料の縦覧を行います。縦覧の期間中は意見書を提出できます。併せて、同計画に関する説明会を開催します。
 ●淀川水系猪名川下流ブロック河川整備計画（原案）
縦覧期間・場所：3月13日（月）まで・池田土木事務所、府河川室、府庁情報公開コーナー、公園緑地室 **説明会**：3月10日（金）午後7時～8時30分・池田市役所

1.住民意見の聴収について

縦覧図書設置場所

【縦覧図書】

- ◆ 淀川水系猪名川下流ブロック河川整備計画（原案）本編
- ◆ 淀川水系猪名川下流ブロック河川整備計画（原案）参考資料

【図書掲載】

- ◆ 大阪府都市整備部河川室ホームページ

【図書縦覧場所】 以下の7カ所

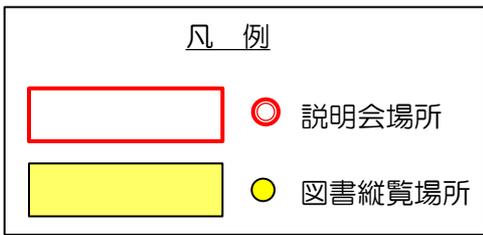
- ◆ 大阪府府政情報センター（大阪府庁本館5階）
- ◆ 大阪府都市整備部河川室（大阪府庁別館4階）
- ◆ 大阪府池田土木事務所
- ◆ 豊中市役所 都市基盤部 水路課
- ◆ 池田市役所 都市建設部 道路・河川課
- ◆ 箕面市役所 みどりとまちづくり部 公園緑地室
- ◆ 豊能町役場 建設課



図書の縦覧状況



箕面市役所 公園緑地室



1.住民意見の聴収について

住民説明会

| | と き | と こ ろ | 参加人数 |
|----------------------|-------------------------|-----------------------------|------|
| 住民説明会 開催日 時・場所 | 平成29年3月8日(水) 19:00~ | 豊能郡豊能町余野26 豊能町役場 中央公民館 | 5名 |
| | 平成29年3月10日(金) 19:00~ | 池田市城南1丁目1-1 池田市役所 5階大会議室 | 8名 |

住民意見の概要

| 項 目 | 件 数 |
|------|-----|
| 治水 | 4件 |
| 環境 | 6件 |
| 維持管理 | 3件 |
| 地域連携 | 1件 |
| 情報提供 | 0件 |
| その他 | 9件 |
| 合 計 | 23件 |

住民意見の聴収方法別件数

| 聴収方法 | 件 数 |
|-------|-----|
| 住民説明会 | 17件 |
| 書面 | 8件 |
| 合 計 | 25件 |

住民説明会と書面の重複が2件ある

説明会開催状況



会場：池田市役所 5階大会議室

2.河川整備計画(原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

大阪府の治水対策は、「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月策定)に基づき、人命を守ることを最優先とすることを基本理念に、「防ぐ」・「凌ぐ」・「逃げる」施策による総合的な減災対策に取り組んでいます。

この、「今後の治水対策の進め方」は、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先するという基本理念に基づき、大阪府が今後20から30年程度で目指す治水対策の進め方について示したものです。

また、「今後の治水対策の進め方」の根幹となる「洪水リスク表示図」は、大阪府管理の全154河川において、様々な降雨を想定し、現状及び治水対策実施後における地先の「危険度(浸水深と氾濫水の流体力で評価)」などを表示しています。

「今後の治水対策の進め方」、「洪水リスク表示図」は、大阪府のホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/index.html>)でご覧いただけます。

なお、これまでの淀川水系猪名川下流ブロック(原案)の、大阪府河川整備審議会における審議状況は、大阪府河川整備審議会のホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/seibishingikai/index.html>)でご覧いただけます。

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

| 番号 | 項目 | 質問・意見の概要 | 回答(対応方針) | 聴取方法 |
|----|----|--|--|------|
| 1 | 治水 | <p>余野川の整備は、池田市区間と豊能町区間には設定されていますが、箕面市止々呂美地区には設定されていません。今後30年間整備をしないのはなぜでしょうか。</p> <p>堰(落差工)や護岸などが老朽化しており、破損している箇所もあります。余野川ダムの建設も中止になり、整備を実施していただきたい。</p> | <p>「今後の治水対策の進め方」に基づき、人命を守ることを最優先に、余野川の当面の治水目標は、時間雨量50ミリ程度の降雨に対し床下浸水被害を防ぎ、かつ、時間雨量65ミリ程度の降雨に対し、床上浸水被害を防ぐこととしております。箕面市止々呂美地区については、時間雨量65ミリ程度の降雨に対し、現状で家屋への浸水被害が想定されないことから、整備区間には設定していませんが、老朽化している施設については、必要に応じ補修等を実施するなど、適切な維持管理に努めます。</p> <p>なお、本編P28～29に河川整備の実施に関する事項、P33に河川維持の目的について記載しています。</p> | 説明会 |

2.河川整備計画(原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

| 番号 | 項目 | 質問・意見の概要 | 回答(対応方針) | 聴取方法 |
|----|----|---|--|-----------|
| 2 | 治水 | <p>時間雨量で50mm～100mmで検討しているが、実際に、ある地域では、毎年のように時間雨量50mmや60mmの降雨がある。異常気象のことを考えるともっと大きな雨量に対応する必要があるのではないか。</p> | <p>河川計画で対象としている降雨は、時間雨量50ミリ程度、65ミリ程度、80ミリ程度の雨がある限られた地点や範囲だけでなく、流域全体に降ることを想定したものであり、その確率評価を実施しております。</p> <p>また、大阪府における近年の降雨については、60分間雨量50ミリ以上及び60分間雨量80ミリ以上のような短時間降雨の発生回数は増加傾向であること、日雨量200ミリ以上のような長時間降雨の発生回数については、増減に明確な傾向はみられないことを確認しております。</p> <p>その上で、検討にあたっては、当該地域における近年の降雨も踏まえ、対象とする降雨量を設定しております。一方、計画規模を超える降雨はいつでも起こり得るため、逃げる施策や凌ぐ施策にも取り組んでいます。</p> <p>なお、本編P23に河川整備計画の目標、P35～37にその他河川整備を総合的に行うために必要な事項について記載しています。</p> | 説明会 |
| 3 | 治水 | <p>猪名川下流ブロックでの河川整備計画では、「ゲリラ豪雨対策等の総合治水などの目標」や「雨が降っても河川に流出する量を減らすための流出抑制に取り組めます」に記載された「水循環基本法」にも書かれた総合治水対策の活用が重要です。これまで行われてきた施策に加え、3地区の土地利用の応じたメリハリある施策を実施し、あふれさせない治水からの転換が必要です。</p> <p>保水地域での市街地調整区域の保全や自然保水機能の保全など、遊水池域の営農環境の改善や盛土の抑制など、低地地域での内水排除ポンプの運転調整や貯留施設などが大切です。さらに、これらにより、下流域への時差のある流出によるピーク流量の低減や雨水の地下浸透も大切です。</p> | <p>猪名川下流ブロックを含む猪名川流域において、国及び猪名川流域に関係する2府県10市町などで構成される猪名川流域総合治水対策協議会が設置されており、これまでも、河道整備だけでなく、校庭や公園などを活用した一時貯留や、地面に水を浸透させる浸透柵などの、総合的な治水対策に取り組んでいます。</p> <p>また、大阪府では、関係部局などと連携し、ため池の治水活用の取り組みや、土地利用、住まい方の工夫などの検討を進めており、今後も水害に強いまちづくりに向けた検討に取り組めます。</p> <p>なお、本編P35にその他河川整備を総合的に行うために必要な事項について記載しています。</p> | 書面 |
| 4 | 治水 | <p>中川原バス停より上(北)の余野川の改修工事も続いて実施していただきたい。その場合、農業用の利水・川の生物・景観・リクレーションの場所、そして一番重要な洪水の被害のない河川改修工事をお願いします。河床掘削は1m～1.5m必要だと思います。</p> | <p>現在、古江橋～中川原バス停付近までは、堆積土砂撤去工事を実施しています。また、中川原バス停付近より上流に位置する、中川原橋上流～高橋上流の約720mについては、河床掘削による河川整備を予定しております。整備にあたっては、必要な断面確保を行うとともに、利水、自然環境、景観、空間利用の観点も考慮して実施いたします。</p> <p>なお、本編P28～29に河川整備の実施に関する事項、P32に河川環境の整備と保全について記載しています。</p> | 説明会 書面 |

2.河川整備計画(原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

| 番号 | 項目 | 質問・意見の概要 | 回答(対応方針) | 聴取方法 |
|----|----|--|--|-----------|
| 5 | 環境 | 河道を拡幅や河床掘削する場合、コンクリートの3面張りにするようになるのですか？ | 河川整備を実施する際は、河川の状況に応じ、河川の側面には洪水による洗掘や崩壊防止のために、コンクリートブロック護岸等を整備します。また、河床については、現在の砂礫の河床を出来るだけ残し、みお筋を設けるなど動植物の環境への配慮に努めます。 なお、本編P28～31に河川整備の実施に関する事項について記載しています。 | 説明会 |
| 6 | 環境 | 箕面川の旧171号より下流で水量が非常に少ない区間があります。このために、濡筋などを掘削して、水が流れるようにしていただきたい。 | 堆積土砂除去等の際には、瀬と淵を生かし、水みちを形成するように配慮するとともに、今後も水量の状況把握や取水堰等の流水の利用実態の調査を行い、必要に応じて対策を検討してまいります。 なお、本編P32に河川環境の整備と保全について記載しております。 | 説明会 |
| 7 | 環境 | 平成29年3月5日現在、中川原バス停付近から古江橋までの余野川で、河川改修工事は進んでいますが、水の流れの中央は深すぎるように思います。他の部分があと1m位低い方が良いと思います。今の河川改修工事の形では川の生物や景観、河川利用には悪いのではないかと思います。 | 今回の工事は河川に堆積した土砂の除去を実施しており、当該箇所については、現時点では堆積した土を一部残しておりますが、今後、老朽化した護岸の対策も計画しており、その際には、残りの堆積した土を段階的に撤去することで、ご指摘の状態の改善を図ることとしております。 なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。 | 説明会 書面 |
| 8 | 環境 | 箕面川では、堰(落差工)が高いために、魚がのぼれない。改築が必要ではないでしょうか。 | 箕面川を含めた猪名川下流ブロックの河川では、多くの取水堰や落差工が設置されており、河川の連続性の確保が課題であると考えています。魚道の整備については、回遊性生物の生息状況を踏まえ、実現性、必要性、流域市町や地域住民の意見等を考慮した上で、総合的に魚道設置等の検討を行います。 なお、本編P32に河川環境の整備と保全について記載しています。 | 説明会 |
| 9 | 環境 | 水中だけでなく、周辺空間の環境整備も視野に整備をしていただきたい。「河川整備計画(原案)」では、水生生物移動の確保やオイカワ、オオサンショウウオの例など、主に水中の生物に着眼されていますが、川に棲む生物は、周辺の土や草木などと密接に関連しており、河畔林の適度な保全・適度な除草、工夫された道路・照明なども重要な課題としてあげてほしいと思います。 | 河川整備や維持管理にあたっては、水中だけでなく、周辺の樹林や農地と一体となった生物の生息・生育環境の保全が必要と考えています。 なお、本編P19に自然環境についての現状と課題、P23～24に河川環境の整備と保全に関する目標、P32に河川環境の整備と保全について記載しています。 | 書面 |

2.河川整備計画(原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

| 番号 | 項目 | 質問・意見の概要 | 回答(対応方針) | 聴取方法 |
|----|------|--|--|------|
| 10 | 環境 | イシガメがnature noto の2010年4月～2014年11月号まで、生息が箕面市で確認されています。イシガメが川中と兩岸の田畑を行き来できるように、河川の壁面イシガメが這って登り降りできる隙間みちをつくってください。 | イシガメのほか、猪名川下流ブロックでは貴重種をはじめとした多種多様な生物が生息しており、河川や流域の生態系を踏まえ、河川整備や維持管理などを行う際には、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。 なお、本編P32に河川環境の整備と保全について記載していません。 | 書面 |
| 11 | 維持管理 | 余野川の農協下流部(女美尾橋上流)が老朽化しています。補修しないのでしょうか。 | 維持管理については、施設の定期的な点検等を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行うこととしております。 当該箇所については、現時点では直ちに補修が必要な状況ではないことを確認していますが、今後も定期的な点検等を継続していきます。 なお本編P33に河川管理施設の維持管理について記載していません。 | 説明会 |
| 12 | 維持管理 | 堆積土砂の除去や樹木の伐採などは、何年ごとに実施しているのですか。 | 堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、瀬や淵を形成するなど環境面に配慮するとともに、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行います。 また、樹木については、毎年の点検によって、繁茂状況を確認し河川内の生態系へも配慮しつつ、治水上の機能を著しく局所的に阻害する恐れがあるものについては、伐採を実施しています。 なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載していません。 | 説明会 |
| 13 | 維持管理 | 土砂堆積はブルドーザーで平面にするのではなく、取り除いてください。 | 著しく堆積した土砂は、土砂を取り除くとともに、周辺の洗掘箇所にも利用しながら、河床の整正を実施しています。今後も周辺状況に応じて適切に対応していきます。 なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しております。 | 書面 |

2.河川整備計画(原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

| 番号 | 項目 | 質問・意見の概要 | 回答(対応方針) | 聴取方法 |
|----|------|---|---|------|
| 14 | 地域連携 | <p>地域住民やNPO等との定期的な情報(意見)交換を実施してください。河川環境や周辺に生息する生物は、年々状況が変化しています。毎年、情報(意見)交換会が行われるように、事務所のご配慮をお願いします。</p> | <p>これまでも関係機関とともに、ワークショップ等を通じて地域住民やNPO等との意見交換を行ってまいりました。今後、よりスムーズな意見交換が行えるよう改善に努めてまいります。また、ご意見などがある場合には、適宜伺いますので、池田土木事務所にご連絡ください。</p> <p>なお、本編P32に河川環境の整備と保全、P35に地域や関係機関との連携に関する事項について記載しています。</p> | 書面 |

当日配布した資料から審議会での指摘を踏まえて、回答文を一部修正しております。
修正した箇所は下記のとおりです。

| 該当番号 | 修正前 | 修正後 |
|------|---|--|
| 2 | <p>検討にあたっては、当該地域における近年の降雨も踏まえ、対象とする降雨量を設定しております。一方、計画規模を超える降雨はいつでも起こり得るため、逃げる施策や凌ぐ施策にも取り組んでいます。</p> <p>なお、本編P23に河川整備計画の目標、P35～37にその他河川整備を総合的に行うために必要な事項について記載しています。</p> | <p>河川計画で対象としている降雨は、時間雨量50ミリ程度、65ミリ程度、80ミリ程度の雨がある限られた地点や範囲だけでなく、流域全体に降ることを想定したものであり、その確率評価を実施しております。</p> <p>また、大阪府における近年の降雨については、60分間雨量50ミリ以上及び60分間雨量80ミリ以上のような短時間降雨の発生回数は増加傾向であること、日雨量200ミリ以上のような長時間降雨の発生回数については、増減に明確な傾向はみられないことを確認しております。</p> <p>その上で、検討にあたっては、当該地域における近年の降雨も踏まえ、対象とする降雨量を設定しております。一方、計画規模を超える降雨はいつでも起こり得るため、逃げる施策や凌ぐ施策にも取り組んでいます。</p> <p>なお、本編P23に河川整備計画の目標、P35～37にその他河川整備を総合的に行うために必要な事項について記載しています。</p> |
| 7 | <p>堆積土砂の除去工事では、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ、単に河床を一律に平坦にするのではなく、みお筋を残すことや、下流の河床洗掘防止のため、全て除去せずに一部残すとともに、自然環境などに配慮しながら堆積した土砂の撤去等を行っています。</p> <p>当該箇所では、堆積状況を考慮しながら段階的に施工していくこととしています。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p> | <p>今回の工事は河川に堆積した土砂の除去を実施しており、当該箇所については、現時点では堆積した土を一部残しておりますが、今後、老朽化した護岸の対策も計画しており、その際には、残りの堆積した土を段階的に撤去することで、ご指摘の状態の改善を図ることとしております。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p> |
| 8 | <p>魚道の整備については、回遊性生物の生息状況を踏まえ、実現性、必要性、流域市町や地域住民の意見等を考慮した上で、総合的に魚道設置等の検討を行います。</p> <p>なお、本編P32に河川環境の整備と保全について記載しています。</p> | <p>箕面川を含めた猪名川下流ブロックの河川では、多くの取水堰や落差工が設置されており、河川の連続性の確保が課題であると考えています。魚道の整備については、回遊性生物の生息状況を踏まえ、実現性、必要性、流域市町や地域住民の意見等を考慮した上で、総合的に魚道設置等の検討を行います。</p> <p>なお、本編P32に河川環境の整備と保全について記載しています。</p> |

| 該当 番号 | 修正前 | 修正後 |
|----------|--|---|
| 10 | <p>河川や流域の生態系を踏まえ、河川整備や維持管理などを行う際には、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。</p> <p>なお、本編P32に河川環境の整備と保全について記載しています。</p> | <p>イシガメのほか、猪名川下流ブロックでは貴重種をはじめとした多種多様な生物が生息しており、河川や流域の生態系を踏まえ、河川整備や維持管理などを行う際には、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。</p> <p>なお、本編P32に河川環境の整備と保全について記載しています。</p> |
| 12 | <p>堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行います。</p> <p>また、樹木については、毎年の点検によって、繁茂状況を確認し、河川内の生態系へも配慮しつつ、治水上の機能を著しく局所的に阻害する恐れがあるものについては、伐採を実施しています。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p> | <p>堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、瀬や淵を形成するなど環境面に配慮するとともに、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行います。</p> <p>また、樹木については、毎年の点検によって、繁茂状況を確認し、河川内の生態系へも配慮しつつ、治水上の機能を著しく局所的に阻害する恐れがあるものについては、伐採を実施しています。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p> |